（関連資料）

一般社団法人日本地質学会各賞選考規則

（目的）

1．本規則は，一般社団法人日本地質学会（以下地質学会という）運営規則第16条3項に基づき地質学会の各賞選考に関する手続きを定める．

（選考）

2．各賞の選考は，理事会のもとにおかれる各賞選考委員会が行う．各賞選考委員会については別途定める．

（各賞の選考対象および応募方法等）

3．日本地質学会賞の選考対象および応募方法は次のとおりとする．
　1）対象：正会員および名誉会員．ただし，過去において本賞を受けていない者．
　2）応募方法：正会員，名誉会員，支部および専門部会による推薦．自薦も可とする．所定の様式による．

4．日本地質学会功績賞の選考対象および応募方法は次のとおりとする．
　1）対象：正会員および名誉会員．ただし過去において本賞を受けていない者．
　2）応募方法：正会員，名誉会員，支部および専門部会による推薦．自薦も可とする．所定の様式による．

5．日本地質学会都城秋穂賞の選考対象および応募方法等は次のとおりとする．
　1）対象：正会員および非会員．ただし，過去において本賞を受けていない者．
　2）応募方法：正会員，名誉会員，支部および専門部会による推薦．所定の様式による．
　3）国際賞の授与は毎年度１名以内とする．

6．Island Arc Awardの選考対象は次のとおりとする．
　1）募集開始年の３年前と２年前にIsland Arc誌に発表された論文．

7．日本地質学会H. E. ナウマン賞の選考対象および応募方法は次のとおりとする．
　1）対象：募集開始年の９月末日で満50歳未満の正会員．ただし，過去において本賞を受けていない者．
　2）応募方法：正会員，名誉会員および専門部会による推薦．自薦も可とする．所定の様式による．

8．日本地質学会小澤儀明賞・柵山雅則賞の選考対象および応募方法等は次のとおりとする．
　1）対象：募集開始年の９月末日で博士号取得から5年以内の正会員．ただし，過去において本賞を受けていない者．
　2）応募方法：正会員，名誉会員および専門部会による推薦．自薦も可とする．所定の様式による．
　3）賞の名称は，受賞する研究のテーマによって各賞選考委員会が定める．

9．日本地質学会論文賞の選考対象および応募方法は次のとおりとする．
　1）対象：募集開始年9月までの過去5年間に地質学雑誌およびIsland Arcに発表された，会員が筆頭の論文．
　2）応募方法：正会員および名誉会員，専門部会による推薦．400字程度の推薦文を添付すること．

10．日本地質学会小藤文次郎賞の選考対象および応募方法は次のとおりとする．
　1）対象：募集開始年９月までの過去5年間に重要な発見または独創的な発想を含む論文を発表した会員．
　2）応募方法：正会員および名誉会員，専門部会による推薦．400字程度の推薦文を添付すること．

11．日本地質学会地質学雑誌特別賞の選考対象および応募方法は次のとおりとする．
　1）対象：募集開始年9月までの過去5年間に地質学雑誌に発表された，会員が筆頭のレター，ノート，報告，講座．
　2）応募方法：正会員および名誉会員，専門部会による推薦．400字程度の推薦文を添付すること．

12．日本地質学会研究奨励賞の選考対象および受賞資格，応募方法は次のとおりとする．
　1）対象：募集開始年9月までの過去3年間に地質学雑誌およびIsland Arcに発表された論文のうち，募集開始年9月末日で満32才未満の会員が筆頭の論文．
　2）受賞資格：筆頭著者および募集開始年９月末日で満32才未満の共著の会員．ただし，過去において本賞を受けていない者とする．
　3）応募方法：正会員および名誉会員，専門部会による推薦．400字程度の推薦文を添付すること．

13．日本地質学会フィールドワーク賞の選考対象および受賞資格，応募方法は次のとおりとする．
　1）対象：募集開始年９月までの過去３年間に発表された，フィールドワークに重点を置いた論文．募集開始年9月末日で満32才未満の会員が筆頭のものに限る．
　2）受賞資格：筆頭著者および募集開始年９月末日で満32才未満の共著の会員．ただし，過去において本賞を受けていない者とする．
　3）応募方法：正会員および名誉会員，専門部会による推薦．400字程度の推薦文を添付すること．

14．日本地質学会学生優秀発表賞の選考対象は次のとおりとする．
　1）各賞選考委員会が対象と定めた講演会における，学生会員が筆頭の発表．

15．日本地質学会ジュニアセッション優秀賞・奨励賞の選考対象は次のとおりとする．
　1）ジュニアセッションにおける高校生以下の生徒またはグループによる発表．

16．日本地質学会表彰の選考対象および応募方法は次のとおりとする．
　1）対象：会員および非会員の個人，団体または機関．
　2）応募方法：正会員，名誉会員，支部または専門部会による推薦，所定の様式による．

（応募に関する告示）

17．各賞の応募に関する告示は，応募締め切り期日の３カ月前までにNews誌，Webサイト等で行う．

（選考結果の記録と報告）

18．各賞選考委員会は，選考過程と選考結果について文書で理事会に報告する．

（規則の変更）

19．本規則の変更は理事会の議決による．

附　則

・本規則は，2009年9月3日から施行する．
・2011年4月2日，一部改正．
・2012年4月7日，一部改正
・2013年5月18日，一部改正
・この改正は，2021年7月1日から施行する．ただし，8.に定める日本地質学会小澤儀明賞・柵山雅則賞，および

12.に定める日本地質学会研究奨励賞に関する規定は，2022年7月1日から施行する．施行前の選考は，なお従前の例による．
・2021年4月3日，一部改正
・2022年4月9日，一部改正
・2022年12月10日，一部改正

一般社団法人日本地質学会各賞選考委員会規則

（目的）
1．一般社団法人日本地質学会（以下地質学会という）各賞選考規則第2 項に基づき，本規則を定める．

（委員の構成および選出）
2．各賞選考委員会（以下選考委員会という）は，理事会が推薦する10名の委員と前・現地質学雑誌編集委員長および前・現副委員長，Island Arc前・現編集委員長で構成する．
　1）理事会推薦委員の10 名は，専門を考慮して理事の互選により選出し，委員長はこの委員間の互選とする．
　2）理事会推薦委員の任期は2年とする．

（選考検討委員会等の設置）
3．選考委員会は，日本地質学会賞，日本地質学会功績賞，日本地質学会都城秋穂賞，日本地質学会H. E.ナウマン賞，日本地質学会小澤儀明賞・柵山雅則賞ならびにIsland Arc Awardの選考に関しては，選考委員会のもとに随時，選考検討委員会を設置して諮問することができる．
4．日本地質学会賞，日本地質学会功績賞，日本地質学会都城秋穂賞，日本地質学会H. E. ナウマン賞ならびに日本地質学会小澤儀明賞・柵山雅則賞の選考を行う選考検討委員会は，前・現地質学会長，および過去の日本地質学会賞受賞者から専門を考慮して執行理事会が推薦する8名程度の委員で構成し，必要に応じて執行理事会が推薦する若干名の委員を追加することができる．委員長は委員間の互選とする．
5．日本地質学会Island Arc Award の選考検討委員会は，現Island Arc編集委員長とEditorial Advisory Boardのメンバー若干名によって構成し，委員長は委員間の互選とする．
6．選考委員会は，学生優秀発表賞，ジュニアセッション優秀賞・奨励賞の選考に関して，随時，選考委員を任命し，その意見を選考の参考にすることができる．

（利益相反）
7．選考委員会委員ならびに選考検討委員会委員が受賞候補対象者となった場合，または委員と候補者の関係が深い（親族，共同研究者，研究指導者など）と判断される場合は，地質学会利益相反防止規則に基づいて，該当する賞の選考には一切関与しないこととする．これによって減数した委員の補充は行わない．

附則
・本規則の変更は理事会の議決による．
・本規則は，2009年9月3日から施行する．
・2011年4月2日，一部改正．
・2020年9月12日，一部改正．
・2021年4月3日，一部改正．
・2022年4月9日．一部改正
・2022年12月10日．一部改正